

A 新規上場申請に係る提出書類等

1 新規上場申請に係る提出書類

申請にあたってご提出いただく書類は、以下のとおりです。それぞれの書類については、新規上場申請時に担当 J-Adviser を通じてご提出いただきます。

(留意点)

- (1) 以下に記載する提出書類一覧は、内国会社の一般的な上場申請を想定しており、企業の業態や国籍に応じて追加又は提出時期が変更となる場合があります。
- (2) 提出書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電子データ (PDF 版) でご提出ください。
- (3) 特定証券情報 (又は発行者情報) をご提出いただく際は、監査報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書等は書面又は電子署名付きの電子データでも別途ご提出ください。

【電子データ (PDF 版) でご提出いただく資料】

提出時期	提出書類	根拠
上場申請日の 2 営業日前	特定証券情報 (又は発行者情報) (※) 監査報告書等は書面又は電子署名付きの電子データで 別途提出	特例第 110 条②(1) (特例第 110 条③)
〃	コーポレート・ガバナンス報告書 (※) 上場日には TDnet を通じて登録	特例第 110 条②(3)
〃	定款 (※) 上場日には TDnet を通じて登録	特例第 110 条②(4)
〃	支配株主等に関する事項を記載した書面 (※) 申請会社が支配株主等を有する場合	—
〃	非上場の親会社等に関する決算情報 (※) 申請会社が非上場の親会社等を有する場合	—
〃	特例第 313 条の規定に基づき担当 J-Adviser との間で締結した 契約 (写)	—
上場日まで	新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書 (算定根拠に 関する書面を含む) (※) 直接上場銘柄かつ、特定投資家向け取得勧誘又は特定 投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合	—

【書面でご提出が必要な資料】

提出時期	提出書類	根拠
上場申請日	有価証券新規上場申請書	特例第 110 条①
〃	新規上場申請に係る宣誓書	特例第 110 条②(2)
〃	上場適格性に係る宣誓書	特例第 314 条
〃	上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目	特例第 314 条
〃	流動性プロバイダーに係る届出書 (※) 提出日付は上場日	特例第 135 条
〃	流動性プロバイダーの義務の遵守に係る確約書 (※) 提出日付は上場日	特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第 16 条
〃	上場契約書 (※) 提出日付は上場日	特例第 109 条①

特 110①新 (所定様式)

有価証券新規上場申請書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店又は主たる事務所
の 所 在 地

商 号 又 は 名 称

印

代表者の役職氏名

印

当社は、貴取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その他諸規則等の内容を理解した上で、特例第110条第1項に従い、下記のとおり、新規上場を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 商号又は名称

--

2. 本店又は主たる事務所の所在地

(郵便番号 -)		
電話番号：	ファックス：	設立国：

3. 担当 J-Adviser 及び担当 J-QS

担当 J-Adviser の商号又は名称：
担当 J-Adviser の本店又は主たる事務所の所在地：
担当 J-QS の氏名：
担当 J-QS の役職：
担当 J-QS の電話番号：

担当 J-Q S の電子メールアドレス :

4. 担当 J- A d v i s e r の事務連絡担当者

氏名 :

役職 :

電話番号 :

電子メールアドレス :

5. 申請者の事務連絡担当者

氏名 :

役職 :

電話番号 :

電子メールアドレス :

6. 新規上場申請に係る株券等の種類、発行数及び単元株式数 :

株券等の種類 :

発行数 :

単元株式数 :

7. 潜在株式の状況

潜在株式の名称	取締役会 (株主総会) 決議日	発 行 日 年 月 日	転換又は行使 できる期間	転換時又は行使時 の 払 込 金 額	未転換分又は未行 使 分 の 数	未転換分又は未行 使分の転換又は行 使による株式総数
			自 . . 至 . .	円	株/個	株

8. 上場承認希望日

9. その他確認事項

- (a) 金融商品取引法第2条第3項第2号ロ(2)に規定するものを除き、上場しようとする株券等に譲渡の制限が付されていないこと、又はその見込みであること

- (b) 申請者が株式事務代行機関を設置していること、又はその見込みであること

- (c) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること、又はその見込みであること

以上

※1 本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。

※2 「7. 潜在株式の状況」について

- a 転換及び権利行使等によって交付される株式の種類が新規上場申請に係る株券等と同一のもののみ記載してください。
- b 取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権等の潜在株式の類型ごとに、上場申請日現在の条件を記載してください。

※ 本書類に記載の個人情報は、貴社と当取引所の事務連絡に使用することを目的として提供を受けるものであり、それ以外の目的には利用いたしません。

(別記第2号様式)

新規上場申請に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

商号又は名称

印

代表者の役職氏名

印

_____ (以下「当社」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「貴取引所」という。)への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

1. 新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所又はJ-Adviserに提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実です。
2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。)について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議を申し立てません。
3. 当社は、諸規則等に基づく権利・義務等に関して、J-Adviserその他の適切な専門家から助言及び指導を受けており、その内容を理解して同意いたします。
4. 当社は、前項に規定する専門家からの助言及び指導に従って適切に行動しており、かつ今後も適切に行動いたします。

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)

(別記第12号様式)

上場適格性に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

商号又は名称

印

代表者の役職氏名

印

J-Adviserの商号又は名称

J-Adviserが担当する上場会社又は新規上場申請者（以下「申請会社」という。）の商号又は名称

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（ex. 発行株式数、株式の種類、1単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

当社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で当社は、申請会社が、この申請に関し、特例第2編第2章又は第3章に規定されている上場に必要の要件及び義務を満たしていることを、当社の合理的な判断において、確認しています。当社は、申請会社が特例第113条に規定する上場適格性要件を有することをここに宣誓いたします。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	適合・不適合
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	適合・不適合
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	適合・不適合
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	適合・不適合

(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	適合・不適合
-----------------------------------------------------	--------

担当 J-Q S 役職氏名※

--

※ 担当 J-Q S については、申請会社ごとに 1 名以上選任していただきます。

以上

(別記第13号様式)

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

年 月 日

調査及び確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてください。	
(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。）、財務に関する事項及び法務に関する事項（設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む）等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。 	<input type="checkbox"/>
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないとして認められること。 	<input type="checkbox"/>
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。 	<input type="checkbox"/>
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正 	<input type="checkbox"/>

に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。 	□
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定められている、J-A d v i s e r と新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がJ-A d v i s e r と適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。 	□
<ul style="list-style-type: none"> その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。 	□

※この書面において用いられる用語は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例において用いられる用語と同じ意義を有します。

※特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第322条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとします。

以上

(別記第1号様式)

上場契約書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

商号又は名称 印

代表者の役職氏名 印

_____ (以下「当社」という。)は、その発行する株券等を上場するについて、株式会社東京証券取引所 (以下「貴取引所」という。)が定めた下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。)のうち、当社及び上場される会社の株券等 (以下「上場株券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場株券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場株券等に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)